

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
<p>【一般対策編】</p> <p>第2編 風水害対策計画</p> <p>第1章 災害予防計画</p>	<p>第1章 災害予防計画 （略）</p> <p>第2節 災害に強い土地利用の推進 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（1）公園，緑地等の整備対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地の公園，緑地等は災害時の緊急避難場所，防災活動の拠点等として整備促進を図ります。 ○ 高台で整備を行う産業団地では，防災施設の計画的な整備を図ります。 <p><i>（実施主体）みどり課，産業団地整備課</i></p> <p>（略）</p> <p>第6節 中山間地域対策 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助 （略）</p> <p>（3）防災施設及び設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間防災計画に位置付けた各地区の拠点となる公民館，集会所等の無線通信設備を整備し，耐震化を支援します。 ○ 輸送手段確保のための緊急用ヘリコプター離着陸場等の整備を進めます。 <p><i>（実施主体）地域防災推進課</i></p> <p>（略）</p> <p>第7節 防災啓発 （略）</p> <p>第2 方策</p>	<p>第1章 災害予防計画 （略）</p> <p>第2節 災害に強い土地利用の推進 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（1）公園，緑地等の整備対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地の公園，緑地等は災害時の緊急避難場所，防災活動の拠点等として整備促進を図ります。 ○ 高台で整備を行う産業団地では，防災施設の計画的な整備を図ります。 <p><i>（実施主体）みどり課，産業政策課</i></p> <p>（略）</p> <p>第6節 中山間地域対策 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助 （略）</p> <p>（3）防災施設及び設備の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間防災計画に位置付けた各地区の拠点となる公民館，集会所等の無線通信設備を整備します。 ○ 輸送手段確保のための緊急用ヘリコプター離着陸場等の整備を進めます。 <p><i>（実施主体）地域防災推進課</i></p> <p>（略）</p> <p>第7節 防災啓発 （略）</p> <p>第2 方策</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(1) 防災教育及び啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や事業所等の防災知識及び意識の向上を図るために広報紙、ホームページ等での情報提供とともに、防災マップ、ハザードマップ、パンフレット等の配布などによる広報活動を積極的に行います。 ○ 実践的な防災教育や訓練を通して、率先避難や発災前の事前避難など、災害時や災害発生のおそれがある場合に主体的に行動ができる地域住民、生徒等を育成します。 ○ 避難行動要支援者については、早い段階での避難開始が必要であることから、日頃から情報収集手段等の周知を図ります。 ○ 災害時要配慮者への支援については、避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」などを活用し、自主防災組織や町内会などに周知を行います。 ○ 要配慮者本人にも予想される被災状況や事前の備え等、防災に関する知識の周知を行い、自主防災組織活動への参加を促します。 ○ 事業所へは、災害により被害を受けても重要業務が中断しないよう、又は中断しても短い期間で再開することができるよう事業継続計画（BCP）の策定の必要性及び重要性について周知を図るとともに、策定に向けた支援を行います。 ○ 県内外から訪れる観光客等については、看板設置やパンフレット配置などにより、災害時の行動について周知を行います。 <p>(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 広聴広報課, 健康福祉総務課, 産業政策課, 商工振興課, 観光企画課, 観光魅力創造課, 学校教育課, 消防局</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(1) 防災教育及び啓発の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民や事業所等の防災知識及び意識の向上を図るために広報紙、ホームページ等での情報提供とともに、防災マップ、ハザードマップ、パンフレット等の配布などによる広報活動を積極的に行います。 ○ 実践的な防災教育や訓練を通して、率先避難や発災前の事前避難など、災害時や災害発生のおそれがある場合に主体的に行動ができる地域住民、生徒等を育成します。 ○ 避難行動要支援者については、早い段階での避難開始が必要であることから、日頃から情報収集手段等の周知を図ります。 ○ 災害時要配慮者への支援については、避難行動要支援者対策に係る「全体計画、マニュアル・パンフレット」などを活用し、自主防災組織や町内会などに周知を行います。 ○ 要配慮者本人にも予想される被災状況や事前の備え等、防災に関する知識の周知を行い、自主防災組織活動への参加を促します。 ○ 事業所へは、災害により被害を受けても重要業務が中断しないよう、又は中断しても短い期間で再開することができるよう事業継続計画（BCP）の策定の必要性及び重要性について周知を図るとともに、策定に向けた支援を行います。 ○ 県内外から訪れる観光客等については、看板設置やパンフレット配置などにより、災害時の行動について周知を行います。 <p>(実施主体) 防災政策課, 地域防災推進課, 広聴広報課, 健康福祉総務課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課, 観光企画課, 観光魅力創造課, 学校教育課, 消防局</p> <p>(略)</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>第9節 自主的な避難 （略）</p> <p>第2 方策 （略）</p> <p>2 公助 （略）</p> <p>（2）緊急避難場所等を知らせるサインの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急避難場所や避難所を示す標識を分かりやすい場所に設置し、地域住民の迅速かつ的確な避難につなげます。 ○ 夜間に避難する際においても目印となるようソーラー発電型や蓄光型のサインの整備に努めます。 <p>（実施主体）防災政策課、地域防災推進課 （略）</p> <p>第12節 受援体制の整備 （略）</p> <p>第2 方策 1 公助 （略）</p> <p>（2）受援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 応援要請の流れや拠点及び宿泊地の確保等の仕組みを検討し、「高知市災害受援計画」の策定を行います。 <p>（新設）</p> <p>（実施主体）防災政策課、人事課 （略）</p>	<p>第9節 自主的な避難 （略）</p> <p>第2 方策 （略）</p> <p>2 公助 （略）</p> <p>（2）緊急避難場所等を知らせるサインの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急避難場所や避難所を示す標識を分かりやすい場所に設置し、地域住民の迅速かつ的確な避難につなげます。 ○ 夜間に避難する際においても目印となるよう避難誘導灯の整備に努めます。 <p>（実施主体）防災政策課、地域防災推進課 （略）</p> <p>第12節 受援体制の整備 （略）</p> <p>第2 方策 1 公助 （略）</p> <p>（2）受援体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高知市受援計画」を準用し、国・県・他市町村等からの外部支援の受入れや適切な配分など、受援に係る総合調整を早期かつ円滑に行うために、庁内の受援体制を確立します。 ○ 「高知市南海トラフ地震対策業務継続計画」及び「高知市受援計画」の実効性確保と発災時の対応力向上のため、定期的な訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。 <p>（実施主体）防災政策課、人事課、各課 （略）</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>第 14 節 市所管施設及び設備等の整備 （略）</p> <p>第 2 方策 1 公助 （略）</p> <p>（4）情報処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報処理システムに係る重要機器（サーバ等）については、耐災害性に優れた新庁舎や外部のデータセンターへ配置するとともに、発災後早期に必要な情報処理システムについては、庁舎内にバックアップシステムの整備を図ります。 ○ 通信障害に備え、通信回線や通信機器を多重化するなどの対策を講じます。 ○ その他については、「高知市情報セキュリティ基本方針」に基づき、被害を防止及び軽減するための対策を講じます。 <p>（実施主体）情報政策課、各課 （略）</p> <p>第 16 節 備蓄体制の整備 （略）</p> <p>第 2 方策 （略）</p> <p>2 公助 （略）</p> <p>（2）生活必需物資等の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活必需物資等の備蓄に当たっては、国・県の備蓄に関するガイドライン等を基に、品目及び必要量を再検討するとともに、<u>備蓄計画</u>を策定し計画的に備蓄します。 	<p>第 14 節 市所管施設及び設備等の整備 （略）</p> <p>第 2 方策 1 公助 （略）</p> <p>（4）情報処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報処理システムに係る重要機器（サーバ等）については、耐災害性に優れた本庁舎や外部のデータセンターへ配置するとともに、発災後早期に必要な情報処理システムについては、庁舎内にバックアップシステムの整備を図ります。 ○ 通信障害に備え、通信回線や通信機器を多重化するなどの対策を講じます。 ○ その他については、「高知市情報セキュリティ基本方針」に基づき、被害を防止及び軽減するための対策を講じます。 <p>（実施主体）情報政策課、各課 （略）</p> <p>第 16 節 備蓄体制の整備 （略）</p> <p>第 2 方策 （略）</p> <p>2 公助 （略）</p> <p>（2）生活必需物資等の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活必需物資等の備蓄に当たっては、国・県の備蓄に関するガイドライン等を基に、品目及び必要量を再検討するとともに、「<u>高知市備蓄計画</u>」に基づき、計画的に備蓄します。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p><i>(実施主体)</i> <u>防災政策課, 福祉管理課, 第一福祉課, 第二福祉課, 各課</u></p> <p>(3) 流通業界との協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄物資が不足する場合を想定し、あらかじめ県内外流通業者等と生活必需物資等の供給協定を締結します。 <p><i>(実施主体)</i> <u>商工振興課</u></p> <p>(略)</p> <p>第17節 緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 緊急輸送ルートの設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上輸送確保のために「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」で設定された第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点施設を結ぶ道路を第3次緊急輸送道路として設定します。 ○ 空路輸送確保のために県や自衛隊との連携を図るとともに、被害想定等も考慮し臨時ヘリポートを分散して選定します。 ○ 臨時ヘリポートについては、有効に機能させるための運用体制を明確にするとともに、ヘリサインについても県と連携し整備に努めます。 ○ 海上輸送確保のために港湾施設及び船舶の使用について、国、港湾管理者等と協議し連携体制を確立するとともに、必要な人員、資機材等を確保します。 <p><i>(実施主体)</i> <u>防災政策課, 地域防災推進課, 商工振興課, 耕地課, 道路管理課, 道路整備課</u></p>	<p><i>(実施主体)</i> <u>防災政策課, 各課</u></p> <p>(3) 流通業界との協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 備蓄物資が不足する場合を想定し、あらかじめ県内外流通業者等と生活必需物資等の供給協定を締結します。 <p><i>(実施主体)</i> <u>商業振興・外商支援課</u></p> <p>(略)</p> <p>第17節 緊急輸送体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 緊急輸送ルートの設定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 陸上輸送確保のために「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」で設定された第1次及び第2次緊急輸送道路と防災拠点施設を結ぶ道路を第3次緊急輸送道路として設定します。 ○ 空路輸送確保のために県や自衛隊との連携を図るとともに、被害想定等も考慮し臨時ヘリポートを分散して選定します。 ○ 臨時ヘリポートについては、有効に機能させるための運用体制を明確にするとともに、ヘリサインについても県と連携し整備に努めます。 ○ 海上輸送確保のために港湾施設及び船舶の使用について、国、港湾管理者等と協議し連携体制を確立するとともに、必要な人員、資機材等を確保します。 <p><i>(実施主体)</i> <u>防災政策課, 地域防災推進課, 商業振興・外商支援課, 耕地課, 道路管理課, 道路整備課</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(略)</p> <p>第18節 災害関連法への習熟</p> <p>第1 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害救助法（昭和22年法律第118号）による応急救助やその他の関連法令による生活再建支援等を迅速かつ的確に行うために日頃からマニュアルの整備や運用訓練を実施するなど習熟を図ります。</p> </div> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 災害救助法等の運用への習熟</p> <p>○ 「災害救助法の運用と実務」等により研修を行い、災害救助法やその他関連法の内容を十分習熟しておきます。</p> <p>(実施主体) 健康福祉総務課, 指導監査課, 地域共生社会推進課</p> <p>(2) 運用マニュアルの整備</p> <p>○ 本市において災害救助法が適用された事例等を整理し、災害救助法の適用申請から適用を受けた後の運用方法等について、分かりやすいマニュアルを作成します。</p> <p>(実施主体) 健康福祉総務課, 指導監査課, 地域共生社会推進課</p> <p>(3) 運用訓練の実施</p> <p>○ 運用マニュアルに従った訓練を実施することにより、災害救助法等の習熟を図ります。</p> <p>(実施主体) 防災政策課, 健康福祉総務課, 指導監査課, 地域共生社会推進課</p>	<p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>※ 第1章内以降の節番号（19節から32節まで）をひとつ繰り上げ（18節から31節に変更）</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(略)</p> <p>第 21 節 保健衛生体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 感染症予防体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域の衛生環境を確保するために<u>配布用の消毒剤</u>等を備蓄します。 ○ 消毒等の防疫活動に必要な人員を確保するとともに、消毒専門業者等と資機材や薬品の調達に関する協定を締結するなど、感染症予防体制を整備します。 <p>(実施主体) 地域保健課, 生活食品課</p> <p>(略)</p> <p>第 32 節 自発的支援の受入れ体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p>(3) 救援物資等の受入れ・供給体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国, 県, 他市町村, 協定先の民間事業者等から供給される救援物資等は, 物資配送拠点で受け入れて, 物流事業者等の協力を得て指定避難所へ速やかに配送します。 ○ 「高知市物資配送計画」に基づき, 物資配送拠点での仕分けや避難所等への配送を効率的に行うために物流業者等との協定締結を推進します。 <p>(実施主体) 防災政策課, 産業政策課, 商工振興課</p>	<p>(略)</p> <p>第 20 節 保健衛生体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 感染症予防体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地域の衛生環境を確保するために<u>消毒剤</u>等を備蓄します。 ○ 消毒等の防疫活動に必要な人員を確保するとともに、消毒専門業者等と資機材や薬品の調達に関する協定を締結するなど、感染症予防体制を整備します。 <p>(実施主体) 地域保健課, 生活食品課</p> <p>(略)</p> <p>第 31 節 自発的支援の受入れ体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p>(3) 救援物資等の受入れ・供給体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国, 県, 他市町村, 協定先の民間事業者等から供給される救援物資等は, 物資配送拠点で受け入れて, 物流事業者等の協力を得て指定避難所へ速やかに配送します。 ○ 「高知市物資配送計画」に基づき, 物資配送拠点での仕分けや避難所等への配送を効率的に行うために物流業者等との協定締結を推進します。 <p>(実施主体) 防災政策課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
<p>第2章 災害応急対策計画</p>	<p>第1節 災害対策（水防）本部の設置及び運営 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助 （略）</p> <p>（2）災害対策（水防）本部の組織及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の本部長は市長が当たり、市長が不在の場合は副市長（副本部長）が代行します。 ○ 市長、<u>両</u>副市長共に不在の場合は、防災対策部長が代行し、以上の職の者が全て不在の場合は、「高知市事務分掌条例」に定める順に各部局長が代行します。 ○ 災害対策本部の組織は、本部長、副本部長、本部員会議並びにそのもとに設置される統括本部及び各部局で構成され、必要に応じて遺体対応本部、救援対策本部、保健医療調整本部、廃棄物対策本部、物資対策本部、支部運営本部、上下水道対策本部、消防対策本部等を設置します。 ○ 本部長（市長）は、災害対策を推進するために本部員会議を開催し、重要かつ緊急の防災対策に関する協議を行い、災害対策本部の活動に係る基本方針を決定します。ただし、緊急を要し本部員会議を開催するいとまがない場合は、統括本部長（防災対策部長）との協議をもってこれに代えるものとします。 ○ 本部員会議は、本部長（市長）及び副本部長（<u>両</u>副市長）並びに本部員（総務部長、防災対策部長、財務部長、市民協働部長、健康福祉部長、こども未来部長、環境部長、商工観光部長、農林水産部長、都市建設部長、上下水道事業管理者、消防局長及び教育長）を以て構成します。 ○ 災害対策本部の組織及び動員配備は「災害対策本部設置基準表」及び「災害対策本部組織図」を基本としますが、本部長 	<p>第1節 災害対策（水防）本部の設置及び運営 （略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助 （略）</p> <p>（2）災害対策（水防）本部の組織及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策本部の本部長は市長が当たり、市長が不在の場合は副市長（副本部長）が代行します。 ○ 市長、<u>副</u>市長共に不在の場合は、防災対策部長が代行し、以上の職の者が全て不在の場合は、「高知市事務分掌条例」に定める順に各部局長が代行します。 ○ 災害対策本部の組織は、本部長、副本部長、本部員会議並びにそのもとに設置される統括本部及び各部局で構成され、必要に応じて遺体対応本部、救援対策本部、保健医療調整本部、廃棄物対策本部、物資対策本部、支部運営本部、上下水道対策本部、消防対策本部等を設置します。 ○ 本部長（市長）は、災害対策を推進するために本部員会議を開催し、重要かつ緊急の防災対策に関する協議を行い、災害対策本部の活動に係る基本方針を決定します。ただし、緊急を要し本部員会議を開催するいとまがない場合は、統括本部長（防災対策部長）との協議をもってこれに代えるものとします。 ○ 本部員会議は、本部長（市長）及び副本部長（<u>副</u>市長）並びに本部員（総務部長、防災対策部長、財務部長、市民協働部長、健康福祉部長、こども未来部長、環境部長、商工観光部長、農林水産部長、都市建設部長、上下水道事業管理者、消防局長及び教育長）を以て構成します。 ○ 災害対策本部の組織及び動員配備は「災害対策本部設置基準表」及び「災害対策本部組織図」を基本としますが、本部長

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）																								
	<p>（市長）が特に必要と認めた場合は、状況に応じた適切な体制の下、応急対策を実施します。</p> <p>○ 災害対策本部は、必要に応じ各本部間の応援及び補充のほか被害状況に応じた関係機関との協定等に基づく応援要請等を速やかに実施し、応急活動体制を確保します。</p> <p>（実施主体） 防災対策部，各部局</p> <p>（3）人員体制の確保</p> <p>○ 災害対策が長期化する場合は、交替職員を配置するなど職員の健康管理に留意します。</p> <p>○ 人員が不足する場合は、他自治体への応援職員の派遣要請や会計年度任用職員の緊急雇用を行うことなどによって補います。</p> <p>○ メンタルや公務災害補償に関する相談に応じるなど災害対策従事職員のフォローを行います。</p> <p>（実施主体） 防災対策部，総務部，各部局</p> <p>【資料 1】 災害対策（水防）本部設置基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 10%;">分</th> <th style="width: 15%;">配備基準</th> <th style="width: 20%;">動員内容</th> <th style="width: 45%;">編成人員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">水防本部</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">準備配備体制</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第 1 (連絡体制)</td> <td> <input type="checkbox"/> 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 連絡体制 <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 大雨注意報（浸水害）・洪水注意報が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制 <input type="checkbox"/> (必要に応じて)重要スクリーン班 </td> </tr> </tbody> </table>	区	分	配備基準	動員内容	編成人員等	水防本部	準備配備体制	第 1 (連絡体制)	<input type="checkbox"/> 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 連絡体制 <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局	<input type="checkbox"/> 大雨注意報（浸水害）・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制 <input type="checkbox"/> (必要に応じて)重要スクリーン班	<p>（市長）が特に必要と認めた場合は、状況に応じた適切な体制の下、応急対策を実施します。</p> <p>○ 災害対策本部は、必要に応じ各本部間の応援及び補充のほか被害状況に応じた関係機関との協定等に基づく応援要請等を速やかに実施し、応急活動体制を確保します。</p> <p>（実施主体） 防災対策部，各部局</p> <p>（3）人員体制の確保</p> <p>○ 災害対策が長期化する場合は、交替職員を配置するなど職員の健康管理に留意します。</p> <p>○ 人員が不足する場合は、<u>「高知市受援計画」</u>を準用した他自治体への応援職員の派遣要請や、<u>会計年度任用職員の緊急雇用</u>を行うことなどによって補います。</p> <p>○ メンタルや公務災害補償に関する相談に応じるなど災害対策従事職員のフォローを行います。</p> <p>（実施主体） 防災対策部，総務部，各部局</p> <p>【資料 1】 災害対策（水防）本部設置基準表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 10%;">分</th> <th style="width: 15%;">配備基準</th> <th style="width: 20%;">動員内容</th> <th style="width: 45%;">編成人員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">水防本部</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">準備配備体制</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">第 1 (連絡体制)</td> <td> <input type="checkbox"/> 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 連絡体制 <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局 </td> </tr> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 大雨注意報（<u>浸水に関するもの</u>）・洪水注意報が発表された場合 </td> <td> <input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制 <input type="checkbox"/> (必要に応じて)重要スクリーン班 </td> </tr> </tbody> </table>	区	分	配備基準	動員内容	編成人員等	水防本部	準備配備体制	第 1 (連絡体制)	<input type="checkbox"/> 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 連絡体制 <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局	<input type="checkbox"/> 大雨注意報（ <u>浸水に関するもの</u> ）・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制 <input type="checkbox"/> (必要に応じて)重要スクリーン班
区	分	配備基準	動員内容	編成人員等																						
水防本部	準備配備体制	第 1 (連絡体制)	<input type="checkbox"/> 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 連絡体制 <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局																						
			<input type="checkbox"/> 大雨注意報（浸水害）・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制 <input type="checkbox"/> (必要に応じて)重要スクリーン班																						
区	分	配備基準	動員内容	編成人員等																						
水防本部	準備配備体制	第 1 (連絡体制)	<input type="checkbox"/> 大雨注意報・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 連絡体制 <input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局																						
			<input type="checkbox"/> 大雨注意報（ <u>浸水に関するもの</u> ）・洪水注意報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制 <input type="checkbox"/> (必要に応じて)重要スクリーン班																						

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）				新（修正後）			
災害対策本部	第2 (連絡体制)	<input type="checkbox"/> 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが、準備配備第3（注意体制）に至らないと判断される場合 <input type="checkbox"/> 暴風・波浪警報が発表され、配備が必要と判断される場合	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集、分析及び伝達体制 <input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 重要スクリーン班	第2 (連絡体制)	<input type="checkbox"/> 大雨・洪水・高潮警報が発表されているが、準備配備第3（注意体制）に至らないと判断される場合 <input type="checkbox"/> 暴風・波浪警報が発表され、配備が必要と判断される場合	<input type="checkbox"/> 災害情報の収集、分析及び伝達体制 <input type="checkbox"/> 排水機場設備維持・管理体制	<input type="checkbox"/> 防災対策部 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 耕地課 <input type="checkbox"/> 河川水路課 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 重要スクリーン班
			<input type="checkbox"/> (必要に応じて) 危険箇所警戒体制	<input type="checkbox"/> (必要に応じて) 応急対策班			<input type="checkbox"/> (必要に応じて) 危険箇所警戒体制	<input type="checkbox"/> (必要に応じて) 応急対策班
			<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び危険箇所の巡視警戒に当たり、状況により第1次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会			<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び危険箇所の巡視警戒に当たり、状況により第1次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会
	第3 (注意体制)	<input type="checkbox"/> 大雨その他の注意報、又は警報が発表され災害の発生が予想されるも事態の発生まで時間的余裕のある場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び危険箇所の巡視警戒に当たり、状況により第1次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会	第3 (注意体制)	<input type="checkbox"/> 大雨その他の注意報、又は警報が発表され災害の発生が予想されるも事態の発生まで時間的余裕のある場合	<input type="checkbox"/> 情報連絡活動及び危険箇所の巡視警戒に当たり、状況により第1次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会
			<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会			<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会
			<input type="checkbox"/> 小規模災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会			<input type="checkbox"/> 小規模災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会
	第1次配備体制 (警戒体制)	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 大雨その他の警報が発表されるとともに、災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合 <input type="checkbox"/> 市内の一部で災害が発生しつつある場合	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会	第1次配備体制 (警戒体制)	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 大雨その他の警報が発表されるとともに、災害の発生が予想され、警戒を必要とする場合 <input type="checkbox"/> 市内の一部で災害が発生しつつある場合	<input type="checkbox"/> 災害に対する警戒体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会
			<input type="checkbox"/> 小規模災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会			<input type="checkbox"/> 小規模災害が発生した場合に対処し、状況により速やかに第2次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会
			<input type="checkbox"/> 大雨その他の特別警報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 市内各地域で災害が発生し、又は相当規模の災害が発生した場合	<input type="checkbox"/> 第1次配備要員のほか、さらに必要と認める人員を確保し、いつでも第3次配備に移行できる体制			<input type="checkbox"/> 大雨その他の特別警報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 市内各地域で災害が発生し、又は相当規模の災害が発生した場合	<input type="checkbox"/> 第1次配備要員のほか、さらに必要と認める人員を確保し、いつでも第3次配備に移行できる体制
第2次配備体制 (非常体制)	<input type="checkbox"/> 大雨その他の特別警報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 市内各地域で災害が発生し、又は相当規模の災害が発生した場合	<input type="checkbox"/> 第1次配備要員のほか、さらに必要と認める人員を確保し、いつでも第3次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会	第2次配備体制 (非常体制)	<input type="checkbox"/> 大雨その他の特別警報が発表された場合 <input type="checkbox"/> 市内各地域で災害が発生し、又は相当規模の災害が発生した場合	<input type="checkbox"/> 第1次配備要員のほか、さらに必要と認める人員を確保し、いつでも第3次配備に移行できる体制	<input type="checkbox"/> 本部員会議 <input type="checkbox"/> 統括本部 部局連絡員 各部・各班 <input type="checkbox"/> 上下水道局 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 教育委員会	

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）					新（修正後）					
			生ずるおそれのある場合					生ずるおそれのある場合			
		第3次配備体制 (緊急非常体制)	<input type="checkbox"/> 市全域に大災害が発生し、又は発生のおそれのある場合 <input type="checkbox"/> 局地的であっても被害が特に甚大である場合	<input type="checkbox"/> 全職員をもって直ちに全活動を行うことができる体制	<input type="checkbox"/> 全職員			第3次配備体制 (緊急非常体制)	<input type="checkbox"/> 市全域に大災害が発生し、又は発生のおそれのある場合 <input type="checkbox"/> 局地的であっても被害が特に甚大である場合	<input type="checkbox"/> 全職員をもって直ちに全活動を行うことができる体制	<input type="checkbox"/> 全職員
	<p>○ 県水防計画における県水防指令が発令された場合は、内容及び水位の状況を鑑み、適切な体制をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>【資料5】部局別応急対策業務分担表</p> <p>(略)</p> <p>健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救援対策本部の運営管理全般に関する事 ・ <u>災害救助法の適用に関する事</u> ・ 避難所の開設及び運営管理に関する事 ・ 非常炊き出し及び救援物資等の配分に関する事 ・ 社会福祉施設等の被害調査及び支援に関する事 ・ 医療情報等の提供に関する事 ・ 罹災者の相談援護に関する事 ・ 被災者台帳作成及び罹災証明等に関する事 ・ 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付に関する事 ・ 保健医療調整本部の運営管理全般に関する事 ・ 保健医療対策関係機関との連絡に関する事 ・ 患者情報の収集及び管理に関する事 					<p>○ 県水防計画における県水防警報が発表された場合は、内容及び水位の状況を鑑み、適切な体制をとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>【資料5】部局別応急対策業務分担表</p> <p>(略)</p> <p>健康福祉部</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救援対策本部の運営管理全般に関する事 ・ <u>(削除)</u> ・ 避難所の開設及び運営管理に関する事 ・ 非常炊き出し及び救援物資等の配分に関する事 ・ 社会福祉施設等の被害調査及び支援に関する事 ・ 医療情報等の提供に関する事 ・ 罹災者の相談援護に関する事 ・ 被災者台帳作成及び罹災証明等に関する事 ・ 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付に関する事 ・ 保健医療調整本部の運営管理全般に関する事 ・ 保健医療対策関係機関との連絡に関する事 ・ 患者情報の収集及び管理に関する事 					

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の防疫及び公衆衛生等保健衛生活動に関する事 ・ 感染症患者の対応に関する事 ・ 保健医療活動チームに関する事 ・ 被災動物に関する事 ・ 衛生検査に関する事 ・ 衛生害虫の駆除に関する事 ・ 要配慮者対策に関する事 <p>(略)</p> <p>第3節 水防活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p><u>(1) 県水防警報発令基準及び水防体制</u></p> <p><u>○ 県知事から洪水、高潮等に関する水防警報の通知があった場合等における配備の体制は次のとおりとします。</u></p> <p><u>(実施主体) 県、消防局</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の防疫及び公衆衛生等保健衛生活動に関する事 ・ 感染症患者の対応に関する事 ・ 保健医療活動チームに関する事 ・ 被災動物に関する事 ・ 衛生検査に関する事 ・ 衛生害虫の駆除に関する事 ・ 要配慮者対策に関する事 <p>(略)</p> <p>第3節 水防活動の実施</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>※ 1 公助内以降の段落番号((2)から(17)まで)をひとつ繰り上げ((1)から(16)まで)</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）																																
	<p>【資料 7】 県水防警報発令基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">号種</th> <th style="width: 25%;">警備体制</th> <th style="width: 25%;">発令基準</th> <th style="width: 45%;">状 況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>準備業務 (河川砂防班 (河川課))</td> <td>気象通報などを受けて水防本部が設置されるまで</td> <td></td> </tr> <tr> <td>水防警報第 1 号</td> <td>(1) 水防本部設置 (2) 水防常備員の配置 (3) 水防団待機</td> <td>気象注意報、気象警報等の状況判断により発令</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 大雨注意報、洪水注意報が高知地方気象台から発表され、当該河川流域内に相当の降雨が予測され、水位が水防団待機水位に達したとき。 2 高潮注意報、波浪注意報が高知地方気象台から発表され、海岸において潮位の異常上昇が予測されるとき。 3 大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報が高知地方気象台から発表されたとき。 4 河川・海岸に相当な被害をもたらすと予想される台風の中心が東経125度から145度の間において北緯28度に達したとき。 5 気象台よりの発表がなく、土木事務所等管内に局部的な集中豪雨や異常高潮等があった場合、雨量、水位、潮位等の状況判断により発令する。 </td> </tr> <tr> <td>第 2 号</td> <td>(1) 水防団等出動準備 (2) 警察署の避難誘導警備の準備態勢</td> <td>水防団待機水位を超えたとき、潮位が上がリ、高潮、津波の危険が予測されるとき等の状況判断により発令</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川が水防団待機水位を超え、さらに上昇中るとき。 2 海岸の潮位が高潮波浪等の予測される程度に上がったとき。 3 津波警報が発表されたとき。 </td> </tr> <tr> <td>第 3 号</td> <td>水防団等出動</td> <td>氾濫注意水位に達したとき、高潮、津波の危険があるとき等の状況判断により発令</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川が氾濫注意水位に達したとき。 2 海岸が高潮、波浪により災害が予測されるとき。 3 大津波警報が発表されたとき。 </td> </tr> <tr> <td>第 4 号</td> <td>水防団等関係機関の出動</td> <td>決壊、溢水等のおそれがあるとき</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 河川が氾濫注意水位を超え、さらに上昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき。 2 海岸が高潮、波浪により破堤、越波等のおそれがあるとき。 </td> </tr> <tr> <td>第 5 号</td> <td>地域全住民 (危険区域内住居避難)</td> <td>水防の限界を予測し、危険を判断したとき</td> <td>水防警報第 4 号の状況ののち、河川、海岸における水防活動が効果なく、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを指示するとき。</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td></td> <td>氾濫注意水位以下になり危険がなくなったとき 高潮の危険がなくなったとき</td> <td>地域全住民に連絡</td> </tr> </tbody> </table>	号種	警備体制	発令基準	状 況	準備	準備業務 (河川砂防班 (河川課))	気象通報などを受けて水防本部が設置されるまで		水防警報第 1 号	(1) 水防本部設置 (2) 水防常備員の配置 (3) 水防団待機	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨注意報、洪水注意報が高知地方気象台から発表され、当該河川流域内に相当の降雨が予測され、水位が水防団待機水位に達したとき。 2 高潮注意報、波浪注意報が高知地方気象台から発表され、海岸において潮位の異常上昇が予測されるとき。 3 大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報が高知地方気象台から発表されたとき。 4 河川・海岸に相当な被害をもたらすと予想される台風の中心が東経125度から145度の間において北緯28度に達したとき。 5 気象台よりの発表がなく、土木事務所等管内に局部的な集中豪雨や異常高潮等があった場合、雨量、水位、潮位等の状況判断により発令する。 	第 2 号	(1) 水防団等出動準備 (2) 警察署の避難誘導警備の準備態勢	水防団待機水位を超えたとき、潮位が上がリ、高潮、津波の危険が予測されるとき等の状況判断により発令	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川が水防団待機水位を超え、さらに上昇中るとき。 2 海岸の潮位が高潮波浪等の予測される程度に上がったとき。 3 津波警報が発表されたとき。 	第 3 号	水防団等出動	氾濫注意水位に達したとき、高潮、津波の危険があるとき等の状況判断により発令	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川が氾濫注意水位に達したとき。 2 海岸が高潮、波浪により災害が予測されるとき。 3 大津波警報が発表されたとき。 	第 4 号	水防団等関係機関の出動	決壊、溢水等のおそれがあるとき	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川が氾濫注意水位を超え、さらに上昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき。 2 海岸が高潮、波浪により破堤、越波等のおそれがあるとき。 	第 5 号	地域全住民 (危険区域内住居避難)	水防の限界を予測し、危険を判断したとき	水防警報第 4 号の状況ののち、河川、海岸における水防活動が効果なく、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを指示するとき。	解除		氾濫注意水位以下になり危険がなくなったとき 高潮の危険がなくなったとき	地域全住民に連絡	<p>(削除)</p> <p>※ 資料番号（【資料 8】から【資料 10】まで）をひとつ繰り上げ（【資料 7】から【資料 9】まで）</p>
号種	警備体制	発令基準	状 況																															
準備	準備業務 (河川砂防班 (河川課))	気象通報などを受けて水防本部が設置されるまで																																
水防警報第 1 号	(1) 水防本部設置 (2) 水防常備員の配置 (3) 水防団待機	気象注意報、気象警報等の状況判断により発令	<ol style="list-style-type: none"> 1 大雨注意報、洪水注意報が高知地方気象台から発表され、当該河川流域内に相当の降雨が予測され、水位が水防団待機水位に達したとき。 2 高潮注意報、波浪注意報が高知地方気象台から発表され、海岸において潮位の異常上昇が予測されるとき。 3 大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報が高知地方気象台から発表されたとき。 4 河川・海岸に相当な被害をもたらすと予想される台風の中心が東経125度から145度の間において北緯28度に達したとき。 5 気象台よりの発表がなく、土木事務所等管内に局部的な集中豪雨や異常高潮等があった場合、雨量、水位、潮位等の状況判断により発令する。 																															
第 2 号	(1) 水防団等出動準備 (2) 警察署の避難誘導警備の準備態勢	水防団待機水位を超えたとき、潮位が上がリ、高潮、津波の危険が予測されるとき等の状況判断により発令	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川が水防団待機水位を超え、さらに上昇中るとき。 2 海岸の潮位が高潮波浪等の予測される程度に上がったとき。 3 津波警報が発表されたとき。 																															
第 3 号	水防団等出動	氾濫注意水位に達したとき、高潮、津波の危険があるとき等の状況判断により発令	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川が氾濫注意水位に達したとき。 2 海岸が高潮、波浪により災害が予測されるとき。 3 大津波警報が発表されたとき。 																															
第 4 号	水防団等関係機関の出動	決壊、溢水等のおそれがあるとき	<ol style="list-style-type: none"> 1 河川が氾濫注意水位を超え、さらに上昇し、決壊、溢流等のおそれがあるとき。 2 海岸が高潮、波浪により破堤、越波等のおそれがあるとき。 																															
第 5 号	地域全住民 (危険区域内住居避難)	水防の限界を予測し、危険を判断したとき	水防警報第 4 号の状況ののち、河川、海岸における水防活動が効果なく、必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを指示するとき。																															
解除		氾濫注意水位以下になり危険がなくなったとき 高潮の危険がなくなったとき	地域全住民に連絡																															
	(略)	(略)																																

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(17) 河川管理者の協力</p> <p>○ 河川管理者四国地方整備局長は、自らが管理する物部川水系、仁淀川水系において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力をを行います。</p> <p>① 河川に関する情報の提供</p> <p>② 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>③ 市が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援</p> <p>④ 市の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供</p> <p>⑤ 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、市と四国地方整備局間の<u>水防活動に関する災害情報の共有</u>を行うための市への職員の派遣（リエゾン派遣）</p> <p>⑥ 水防活動状況の写真等の記録及び広報</p> <p>○ 河川管理者県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力をを行います。</p> <p>① 河川に関する情報の提供</p> <p>② 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>③ 市が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援</p> <p>④ 市及び水防協力団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供</p> <p>⑤ 災害発生時の状況により、河川管理者が行う応急対策及び支援の円滑な実施に資するために必要と認められた場合におい</p>	<p>(16) 河川管理者の協力</p> <p>○ 河川管理者四国地方整備局長は、自らが管理する物部川水系、仁淀川水系において、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力をを行います。</p> <p>① 河川に関する情報の提供</p> <p>② 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>③ 市が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援</p> <p>④ 市の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供</p> <p>⑤ 洪水、津波又は高潮により甚大な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、市と四国地方整備局間で<u>災害情報の共有</u>を行うための市への職員の派遣（リエゾン派遣）</p> <p>⑥ 水防活動状況の写真等の記録及び広報</p> <p>○ 河川管理者県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力をを行います。</p> <p>① 河川に関する情報の提供</p> <p>② 重要水防箇所の合同点検の実施</p> <p>③ 市が行う水防訓練等における水防指導者への技術的支援</p> <p>④ 市及び水防協力団体の水防資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の水防資器材の貸与かつ河川管理施設の予防又は復旧に必要な資材の提供</p> <p>⑤ 災害発生時の状況により、河川管理者が行う応急対策及び支援の円滑な実施に資するために必要と認められた場合におい</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>て、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</p> <p>⑥ 水防活動状況の写真等の記録及び広報 （実施主体）国，県 (略)</p> <p>第 4 節 援助要請等</p> <p>第 1 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>本部長（市長）は、被害情報などにに基づき市民の生命又は財産の保護のために自衛隊の災害派遣が必要であると判断したときは、県知事に対して要請を求めるものとします。</p> <p>前述の要請ができないときは、本部長（市長）は、災害派遣を直接自衛隊に要請するものとし、その後、速やかにその旨を県知事に通知するものとします。</p> <p><u>また、市独自では被災者の救助，救援活動等の応急対策活動が十分実施できない場合に国，県及び他市町村の職員の派遣について内閣総理大臣又は知事に対し，あつせんを求めるものとします。</u></p> </div> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助 (略)</p> <p>（4）県又は他市町村に対する応援要請</p> <p>○ <u>県に対する応援要請</u></p> <p><u>災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは，県に対し，次の事項を示して応援を求め，又は災害応急対策の</u></p>	<p>て、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣</p> <p>⑥ 水防活動状況の写真等の記録及び広報 （実施主体）国，県 (略)</p> <p>第 4 節 災害派遣要請</p> <p>第 1 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>本部長（市長）は、被害情報などにに基づき市民の生命又は財産の保護のために自衛隊の災害派遣が必要であると判断したときは、県知事に対して要請を求めるものとします。</p> <p>前述の要請ができないときは、本部長（市長）は、災害派遣を直接自衛隊に要請するものとし、その後、速やかにその旨を県知事に通知するものとします。</p> <p><u>（削除）</u></p> </div> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助 (略)</p> <p><u>（削除）</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p><u>実施を要請します</u></p> <p>① <u>応援を必要とする理由</u></p> <p>② <u>応援を必要とする人員，物資，資機材等</u></p> <p>③ <u>応援を必要とする場所</u></p> <p>④ <u>応援を必要とする期間</u></p> <p>⑤ <u>その他応援に関し必要な事項</u></p> <p>○ <u>他の市町村に対する応援要請</u></p> <p><u>災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは，他の市町村に対し，次の事項を示して応援を求めるものとします。</u></p> <p>① <u>応援を必要とする理由</u></p> <p>② <u>応援を必要とする人員，物資，資機材等</u></p> <p>③ <u>応援を必要とする場所</u></p> <p>④ <u>応援を必要とする期間</u></p> <p>⑤ <u>その他応援に関し必要な事項</u></p> <p>○ <u>応援協定に基づく応援要請</u></p> <p><u>災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは，応援協定を締結している市町村に対し，直接応援を求めるものとします。</u></p> <p><u>(実施主体) 防災対策部</u></p> <p>(5) 国・県に対する応援要請</p> <p>○ <u>災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは， 災対法第 30 条の規定により，内閣総理大臣又は知事に対し，指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとします。</u></p> <p><u>(実施主体) 防災対策部，各部局</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>第5節 労務の提供</p> <p>第1 基本方針</p> <p>応急対策のための人員の確保を行います。</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助 (新設)</p>	<p>第5節 応援要請等</p> <p>第1 基本方針</p> <p>市単独では災害応急対策又は災害復旧活動が十分実施できない場合には、国・県・他市町村に応援要請をするとともに、内閣総理大臣又は県知事に対し、職員派遣についてあつせんを求めるものとします。</p> <p>合わせて、協定等に基づいた民間事業者等に対しても、応援要請します。</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 応援要請</p> <p>○ 国・県・他市町村等の応援要請については、「高知市受援計画」に定めた基本方針、体制及び手順を準用し実施します。</p> <p>① 発災後、全部局は、職員の安否確認を行い、見込みを含めた職員参集状況を把握し、BCPに基づいた非常時優先業務を実施する。</p> <p>② 発災後3日目までに、全部局は、非常時優先業務の見直しや部局内の人員調整を実施し、非常時優先業務実施に必要な体制確保に努める。</p> <p>③ 人員不足が明らかな部局は、受援業務を選定し、受援調整班に応援要請するとともに、なお引き続き、②のとおり、体制確保に努める。</p> <p>④ 受援調整班は、各部局からの要請があった場合、庁内で人員調整を実施するとともに、人員配分に係る優先基準に基づき、県等に対して、応援要請を行う。</p> <p>⑤ 受援調整班は、県等から職員派遣決定の連絡があった場合</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>（1）従事協力命令</p> <p>○ 災害応急対策の実施のために人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、災対法第 65 条の規定に基づき、市民等に労務の提供を求めます。</p> <p>（実施主体） 防災対策部、各部署</p> <p>（2）日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力</p> <p>○ 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるように調整に努めます。</p> <p>（実施主体） 市民協働部、健康福祉部</p> <p>（3）応援要請</p> <p>○ 災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、事前に定めた手続に従い応援を要請します。</p> <p>（実施主体） 防災対策部、総務部</p> <p>（4）職員の派遣要請及びあっせん要求</p> <p>○ 災対法第 29 条の規定に基づき、指定行政機関及び指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、必要に応じて職員の派遣要請を行います。</p>	<p><u>において、なお人員が不足する場合には、人員配分に係る優先基準に基づき、各部署に人員を配分する。</u></p> <p><u>⑥ 市は、応援職員に対し、執務環境の整備や飲食物の提供、宿泊場所のあっせん、日々の労務管理など、受入れに当たって、最大限の配慮をする。</u></p> <p>（実施主体） 防災対策部、総務部、各部署</p> <p>（2）従事協力命令</p> <p>○ 災害応急対策の実施のために人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、災対法第 65 条の規定に基づき、市民等に労務の提供を求めます。</p> <p>（実施主体） 防災対策部、各部署</p> <p>（3）日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力</p> <p>○ 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるように調整に努めます。</p> <p>（実施主体） 市民協働部、健康福祉部</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p><u>（実施主体）総務部，防災対策部</u></p> <p>第6節 災害情報等の収集伝達 （略）</p> <p>第2 方策 （略）</p> <p>2 公助 （略）</p> <p>（2）災害情報の収集及び分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象台及びその他防災関係機関が発表する予警報，気象情報等については，災害対策（水防）本部が設置されているときは本部が，その他の場合は<u>防災対策部及び消防局又は本庁舎の当直者が</u>受領し，内容に応じた適切な措置をとるものとします。 ○ 予警報等のうち特別警報を受領した場合又は発表を知り得た場合は，直ちに市民等への周知を図ります。 ○ 予測困難で局地的な豪雨及び土砂災害に対処するために気象台や県等からの情報を収集及び分析します。 ○ 各出先の長は異常気象や大規模な事故等の推移により，災害の発生のおそれがあるとき，又は発生したときは速やかに，体制前にあつては防災対策部に，体制中は災害対策（水防）本部へ通報します。 ○ 県警察，高知海上保安部等関係機関との連携や危険度判定結果等により，二次災害の危険情報を収集します。 <p><u>（実施主体）防災対策部，各部局</u></p> <p>（略）</p>	<p>第6節 災害情報等の収集伝達 （略）</p> <p>第2 方策 （略）</p> <p>2 公助 （略）</p> <p>（2）災害情報の収集及び分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気象台及びその他防災関係機関が発表する予警報，気象情報等については，災害対策（水防）本部が設置されているときは本部が，その他の場合は<u>防災対策部及び消防局が</u>受領し，内容に応じた適切な措置をとるものとします。 ○ 予警報等のうち特別警報を受領した場合又は発表を知り得た場合は，直ちに市民等への周知を図ります。 ○ 予測困難で局地的な豪雨及び土砂災害に対処するために気象台や県等からの情報を収集及び分析します。 ○ 各出先の長は異常気象や大規模な事故等の推移により，災害の発生のおそれがあるとき，又は発生したときは速やかに，体制前にあつては防災対策部に，体制中は災害対策（水防）本部へ通報します。 ○ 県警察，高知海上保安部等関係機関との連携や危険度判定結果等により，二次災害の危険情報を収集します。 <p><u>（実施主体）防災対策部，各部局</u></p> <p>（略）</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>第 20 節 災害救助法等の適用</p> <p>第 1 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害のため、一定規模以上の被害が生じ、被災者が現に応急救助を必要とするときは、被災者の保護と社会秩序の維持を図るために災害救助法の適用申請を行います。</p> </div> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 災害救助法の適用申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災状況が災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握し、知事に対し災害救助法の適用申請を行います。 <p>(実施主体) <u>健康福祉部</u></p> <p>(略)</p> <p>第 22 節 保健医療調整本部の設置及び運営</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(1) <u>保健医療調整本部体制の設置及び運営</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高知市災害時医療救護計画」に基づき保健医療調整本部を設置します。 	<p>第 20 節 災害救助法等の適用</p> <p>第 1 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による応急救助やその他の関連法令による生活再建支援等を迅速かつ的確に行うために日頃から研修を受けるなど習熟を図るとともに、自然災害の発生により、一定規模以上の被害が生じ、被災者が現に応急救助を必要とするときは、被災者の保護と社会秩序の維持を図るために災害救助法等の適用申請を行います。</p> </div> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) 災害救助法の適用申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災状況が災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握し、知事に対し災害救助法の適用申請を行います。 <p>(実施主体) <u>防災対策部</u></p> <p>(略)</p> <p>第 22 節 保健医療調整本部の設置及び運営</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(1) <u>保健医療調整本部の設置及び運営</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高知市災害時医療救護計画」に基づき保健医療調整本部を設置します。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>○ 保健医療調整本部は市保健所に設置し、保健医療調整本部長は保健所長とします。</p> <p>○ 保健医療調整本部の組織は、<u>本部長</u>、<u>副本部長</u>、対策統括責任者のもとに、総務部と計画情報部を置き、各分野のコーディネーターと連携をとって活動を展開します。</p> <p>① <u>災害拠点病院及び救護病院の医療救護活動</u> 災害拠点病院及び救護病院は、<u>本部長からの指示</u>、あるいは病院の管理者の指示により、医療救護活動を開始します。</p> <p>② 情報の収集及び提供 医療救護活動を円滑に行うために各班の役割に基づき、災害拠点病院、救護病院、医療関係団体、避難所等と必要な情報の収集及び提供を行います。</p> <p>③ 受援体制の整備 市内全域の医療救護活動の情報を収集し、県内外からの医療救護チーム等の要請及び受入れ調整を行い、配置計画を策定します。</p> <p>④ 避難所における医療ニーズ調査 避難所の環境調査を行うとともに、避難者の傷病や健康状態について把握します。</p> <p>⑤ その他の医療機関の医療救護活動 県や市の指定した医療救護施設以外の医療機関についても、可能な限り医療救護体制をとります。 (実施主体) 健康福祉部, こども未来部</p>	<p>○ 保健医療調整本部は市保健所に設置し、保健医療調整本部長は保健所長とします。</p> <p>○ 保健医療調整本部の組織は、<u>保健医療調整本部長</u>、<u>保健医療調整副本部長</u>、対策統括責任者のもとに、総務部と計画情報部を置き、各分野のコーディネーターと連携をとって活動を展開します。</p> <p>① <u>高知市の災害拠点病院及び救護病院の医療救護活動</u> 高知市の災害拠点病院及び救護病院は、<u>保健医療調整本部長からの本部設置報告</u>、あるいは病院の管理者の指示により、医療救護活動を開始します。</p> <p>② 情報の収集及び提供 医療救護活動を円滑に行うために各班の役割に基づき、災害拠点病院、救護病院、医療関係団体、避難所等と必要な情報の収集及び提供を行います。</p> <p>③ 受援体制の整備 市内全域の医療救護活動の情報を収集し、県内外からの医療救護チーム等の要請及び受入れ調整を行い、配置計画を策定します。</p> <p>④ 避難所における医療ニーズ調査 避難所の環境調査を行うとともに、避難者の傷病や健康状態について把握します。</p> <p>⑤ その他の医療機関の医療救護活動 県や市の指定した医療救護施設以外の医療機関についても、可能な限り医療救護体制をとります。 (実施主体) 健康福祉部, こども未来部</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(2) 医薬品及び医療用資機材の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救護病院等の医療機関で行う医療救護活動に必要な医薬品及び医療用資機材を供給するために高知市薬剤師会，薬局，医薬品販売業者等と連携を図り，速やかな供給体制の確保に努めることとします。 ○ 救護病院等の医療機関で不足する医薬品及び医療用資機材については，県保健医療調整本部に調達及びあっせんを要請します。 <p>(実施主体) 健康福祉部</p> <p>(略)</p> <p>第23節 災害時公衆衛生活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>1) 保健衛生対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染症予防活動 ○ <u>消毒剤の配布</u>や感染予防のための知識の普及啓発を実施します。 ○ 被災地域の衛生状態を把握し，消毒活動の実施計画を作成するとともに，協定に基づき資機材，薬品等を調達し消毒を実施します。 ○ 感染症発生の状況把握を行うとともに，必要に応じ医療機関と連携し予防接種や指導等予防措置を実施します。 	<p>(2) 医薬品及び医療用資機材の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 救護病院等の医療機関で行う医療救護活動に必要な医薬品及び医療用資機材を供給するために県薬剤師会高知市支部，薬局，医薬品販売業者等と連携を図り，速やかな供給体制の確保に努めることとします。 ○ 救護病院等の医療機関で不足する医薬品及び医療用資機材については，県保健医療調整本部に調達及びあっせんを要請します。 <p>(実施主体) 健康福祉部</p> <p>(略)</p> <p>第23節 災害時公衆衛生活動</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>1) 保健衛生対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 感染症予防活動 ○ <u>消毒剤等による対応</u>や感染予防のための知識の普及啓発を実施します。 ○ 被災地域の衛生状態を把握し，消毒活動の実施計画を作成するとともに，協定に基づき資機材，薬品等を調達し消毒を実施します。 ○ 感染症発生の状況把握を行うとともに，必要に応じ医療機関と連携し予防接種や指導等予防措置を実施します。

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
<p>第3章 災害復旧・復興計画</p>	<p>○ 感染症が発生したときは、医療機関との連携の下、入院措置や自宅治療等の適切な措置を実施します。</p> <p>② 保健衛生活動 指定避難所を中心に、被災者の健康管理、栄養・食生活支援、歯科保健対策、心のケア対策等の保健衛生活動を実施します。</p> <p>③ 食品衛生活動 被災地区での食中毒等を防止するために食品衛生の監視及び衛生指導を実施します。 <i>(実施主体) 健康福祉部, こども未来部</i> (略)</p> <p>第34節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>第2 方策 1 公助 (略)</p> <p>(2) 医療ボランティアの受入れ ○ 医療分野のボランティアについては、<u>日本赤十字社県支部</u>と連携しながら適切な配置に努めます。 <i>(実施主体) 健康福祉部</i> (略)</p> <p>第1節 事前の取組 (略)</p> <p>第2 方策 (略)</p> <p>2 公助 (略)</p>	<p>○ 感染症が発生したときは、医療機関との連携の下、入院措置や自宅治療等の適切な措置を実施します。</p> <p>② 保健衛生活動 指定避難所を中心に、被災者の健康管理、栄養・食生活支援、歯科保健対策、心のケア対策等の保健衛生活動を実施します。</p> <p>③ 食品衛生活動 被災地区での食中毒等を防止するために食品衛生の監視及び衛生指導を実施します。 <i>(実施主体) 健康福祉部, こども未来部</i> (略)</p> <p>第34節 自発的支援の受入れ (略)</p> <p>第2 方策 1 公助 (略)</p> <p>(2) 医療ボランティアの受入れ ○ 医療分野のボランティアについては、<u>日本赤十字社高知県支部</u>と連携しながら適切な配置に努めます。 <i>(実施主体) 健康福祉部</i> (略)</p> <p>第1節 事前の取組 (略)</p> <p>第2 方策 (略)</p> <p>2 公助 (略)</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(4) 手順の明確化及び基礎データの収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>復旧・復興に関する法律や補助事業等について事前に調査及び抽出し</u>、事業実施のために必要な手順を明確にしておきます。 ○ 応急仮設住宅及び災害公営住宅建設等の対策実施のために必要な用地など基礎データを収集し、必要に応じて調整します。 ○ 災害廃棄物処理を迅速かつ適正かつ効率的に行うために高知市災害廃棄物処理計画に基づく事前対策を推進します。 ○ 復旧・復興に関する各事業を実施する際に職員の不足が想定される部署については、必要な応援職員数や配置方法等についても事前に検討します。 <p>(実施主体) 各部局</p>	<p>(4) 手順の明確化及び基礎データの収集</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「高知市事前復興まちづくり計画」の復興手順をもとに、<u>復旧・復興の事業実施のために必要な手順を明確にしておきます</u>。 ○ 応急仮設住宅及び災害公営住宅建設等の対策実施のために必要な用地など基礎データを収集し、必要に応じて調整します。 ○ 災害廃棄物処理を迅速かつ適正かつ効率的に行うために高知市災害廃棄物処理計画に基づく事前対策を推進します。 ○ 復旧・復興に関する各事業を実施する際に職員の不足が想定される部署については、必要な応援職員数や配置方法等についても事前に検討します。 <p>(実施主体) 各部局</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）								
<p>【地震・津波対策編】</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>第 2 章 重点施策</p>	<p>※ 上記【一般対策編】と同様の修正については、新旧を省略していることに留意</p> <p>(略)</p> <p>第 7 節 本計画における用語について</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>第 4 節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(1) 住民啓発</p> <p>(略)</p> <p>○ 臨時情報の種類と発表条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種類</th> <th style="width: 75%;">発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時情報 (調査中)</td> <td>観測された異常な現象（<u>南海トラフで M6.8 以上の地震発生等</u>）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合</td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表条件	臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象（ <u>南海トラフで M6.8 以上の地震発生等</u> ）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合	<p>※ 上記【一般対策編】と同様の修正については、新旧を省略していることに留意</p> <p>(略)</p> <p>第 7 節 本計画における用語について</p> <p>(略)</p> <p><u>マグニチュード</u></p> <p><u>マグニチュードは地震の大きさ（規模）のことをいい、モーメントマグニチュード（以下、「Mw」といいます。）と気象庁マグニチュード（以下、「M」といいます。）の 2 種類があります。</u></p> <p><u>Mwは、地震の規模を正しく表すことができる特徴を持っていますが、数値を算出するために若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、Mが用いられています。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 4 節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</p> <p>(略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>(略)</p> <p>2 公助</p> <p>(1) 住民啓発</p> <p>(略)</p> <p>○ 臨時情報の種類と発表条件</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">種類</th> <th style="width: 75%;">発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時情報（調査中）</td> <td>観測された異常な現象（<u>南海トラフの監視領域内で M6.8 以上の地震が発生した場合やひずみ計の観測により想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性</u></td> </tr> </tbody> </table>	種類	発表条件	臨時情報（調査中）	観測された異常な現象（ <u>南海トラフの監視領域内で M6.8 以上の地震が発生した場合やひずみ計の観測により想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性</u>
種類	発表条件									
臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象（ <u>南海トラフで M6.8 以上の地震発生等</u> ）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合									
種類	発表条件									
臨時情報（調査中）	観測された異常な現象（ <u>南海トラフの監視領域内で M6.8 以上の地震が発生した場合やひずみ計の観測により想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性</u>									

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
		がある場合等）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査が開始された場合、又は調査を継続している場合
	臨時情報 （巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価された場合
	臨時情報 （巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定震源域においてM7.0以上の地震（巨大地震警戒に該当する場合は除く）や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価された場合
	臨時情報 （調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合
	<p>（略）</p> <p>第5節 地域防災力の向上対策</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（略）</p> <p>（1）自主防災組織の育成及び強化</p> <p>○ 「防災人づくり塾」などの人材育成事業や自主防災組織等を対象とした講習会及び訓練等を通じ、地域の防災意識の向上を図ります。</p>	<p>（略）</p> <p>第5節 地域防災力の向上対策</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>（略）</p> <p>（1）自主防災組織の育成及び強化</p> <p>○ 「防災人づくり塾」などの人材育成事業や自主防災組織等を対象とした講習会及び訓練等を通じ、地域の防災意識の向上を図ります。</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」資格を市民が取得するための支援を行うとともに、市内に在住又は通勤及び通学する防災士で組織する「高知市防災士連絡協議会」の活動支援を行います。 ○ 自主防災組織の活動を支援するために資機材整備や活動活性化を目的とした補助制度を充実します。 ○ <u>自主防災組織リーダー研修等</u>を通じ、自主防災組織のリーダーを育成します。 <div style="text-align: center;">（実施主体）防災政策課，地域防災推進課，消防局</div> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」資格を市民が取得するための支援を行うとともに、市内に在住又は通勤及び通学する防災士で組織する「高知市防災士連絡協議会」の活動支援を行います。 ○ 自主防災組織の活動を支援するために資機材整備や活動活性化を目的とした補助制度を充実します。 ○ <u>高知市防災リーダー研修等</u>を通じ、自主防災組織のリーダーを育成します。 <div style="text-align: center;">（実施主体）防災政策課，地域防災推進課，消防局</div> <p>（略）</p> <p>第 6 節 事前復興まちづくり計画の策定</p> <p>第 1 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>南海トラフ地震の発生後、迅速に住まいとくらしを再建し、復旧・復興事業への着手、職員の業務の負担軽減、早期のまちの復興に繋げるために、被災後の状況を想定して復興基本方針（案）や地区別事前復興まちづくり計画をまとめた「高知市事前復興まちづくり計画」を策定します。</p> </div> <p>第 2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>（1）復興まちづくりへの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>被災後の復興まちづくりに向けて、将来における地域の在り方を検討します。</u> ○ 地域における地区防災計画の策定や研修・講演会等の実施な

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
		<p><u>どにより，復興に関する取組を進めていきます。</u> <u>（実施主体）市民，民間事業者，地域団体等</u></p> <p>2 公助</p> <p>（1）復興方針（案）の策定</p> <p><u>○ 南海トラフ地震の被災状況を想定し，命を守る，生活を再建する，なりわいを再生するなどの理念のもと，地域課題に対応した持続可能なまちづくりによる復興を目指し，既存計画との調整を図りながら復興方針（案）を策定します。</u> <u>（実施主体）防災政策課，各課</u></p> <p>（2）復興手順の明確化及び復興体制の整備</p> <p><u>○ 復旧・復興に関する業務を明確にし，関係する法律や補助事業等を整理しながら，復興手順書を作成します。</u> <u>○ 震災からの復興業務は多岐にわたり，部局横断的な対応が必須になるため，事前に復興業務を実施する組織体制を整備します。</u> <u>（実施主体）防災政策課，人事課，行政改革推進課，各課</u></p> <p>（3）地区別事前復興まちづくり計画の策定</p> <p><u>○ 対象地区の特性及び想定される被災状況に合わせた復興パターンを作成し，地域住民との検討会やワークショップを通して幅広い意見を反映した計画とすることで合意形成を図ります。</u> <u>（実施主体）防災政策課</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
<p>第3章 災害予防対策</p>	<p>(略)</p> <p>第11節 受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p>(2) 受援体制の確立</p> <p>○ <u>応援要請の流れや拠点及び宿泊地の確保等の仕組みを検討し、「高知市災害受援計画」の策定を行います。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><i>(実施主体) 防災政策課, 人事課</i></p> <p>(3) 物資配送体制の確立</p> <p>○ 「高知市物資配送計画」に基づき、生活必需物資等を避難所まで早期かつ確実に届けるための体制を確立します。</p> <p><i>(実施主体) 防災政策課, 産業政策課, 商工振興課</i></p> <p>(略)</p> <p>第17節 <u>災害関連法への習熟</u></p> <p>(略)</p> <p>第19節 医療救護体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p>	<p>(略)</p> <p>第11節 受援体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p>(2) 受援体制の確立</p> <p>○ <u>「高知市受援計画」に基づき、国・県・他市町村等からの外部支援の受入れや適切な配分など、受援に係る総合調整を早期かつ円滑に行うために、庁内の受援体制を確立します。</u></p> <p>○ <u>「高知市南海トラフ地震対策業務継続計画」及び「高知市受援計画」の実効性確保と発災時の対応力向上のため、定期的な訓練を実施し、必要に応じて計画を見直します。</u></p> <p><i>(実施主体) 防災政策課, 人事課, 各課</i></p> <p>(3) 物資配送体制の確立</p> <p>○ 「高知市物資配送計画」に基づき、生活必需物資等を避難所まで早期かつ確実に届けるための体制を確立します。</p> <p><i>(実施主体) 防災政策課, 産業政策課, 商業振興・外商支援課</i></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>※ 第3章内以降の節番号（18節から31節まで）をひとつ繰り上げ（17節から30節に変更）</u></p> <p>(略)</p> <p>第18節 医療救護体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>1 公助</p> <p>(1) 保険医療調整本部体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に円滑な医療救護活動を実施するために「高知市災害時医療救護計画」に基づき保健医療調整本部体制を整備します。 ○ 医療機関等との訓練を通じて、病院施設の被害状況、診療可否情報、傷病者数及びその他必要な情報を収集する体制を整備します。 ○ 重傷者等の緊急搬送については、緊急輸送体制に基づく広域医療搬送を含む連携体制の検証を重ねます。 <p>(実施主体) 保健所 (略)</p> <p>第 29 節 ガス施設及び体制の整備 (略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) ガス施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 四国ガス株式会社 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造施設については、ガス事業法及び各種法規基準に基づき設計及び施工するとともに、これらの機能を維持するために点検整備を実施しています。 ・ 災害時の対策として、製造施設への防消火設備及び保安電力設備の設置などを行っています。 ・ 新規埋設する管は耐震性や耐食性に優れたものを素材とする 	<p>1 公助</p> <p>(1) 保健医療調整本部体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に円滑な医療救護活動を実施するために「高知市災害時医療救護計画」に基づき保健医療調整本部体制を整備します。 ○ 医療機関等との訓練を通じて、病院施設の被害状況、診療可否情報、傷病者数及びその他必要な情報を収集する体制を整備します。 ○ 重傷者等の緊急搬送については、緊急輸送体制に基づく広域医療搬送を含む連携体制の検証を重ねます。 <p>(実施主体) 保健所 (略)</p> <p>第 28 節 ガス施設及び体制の整備 (略)</p> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(1) ガス施設の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 四国ガス株式会社 <ul style="list-style-type: none"> ・ 製造施設については、ガス事業法及び各種法規基準に基づき設計及び施工するとともに、これらの機能を維持するために点検整備を実施しています。 ・ 災害時の対策として、製造施設への防消火設備及び保安電力設備の設置などを行っています。<u>また、供給エリア内のガバナ（整流器）施設の耐震化補強工事を実施しています。</u> ・ 新規埋設する管は耐震性や耐食性に優れたものを素材とする

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
<p>第 4 章 災害応急対策</p>	<p>とともに、経年管についても計画的に更新しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般社団法人高知県LPガス協会 ・ 会員事業所の施設及び設備の耐震化並びに容器流出防止措置を図るとともに、充てん所のLPガス非常用自家発電機の設置に努めます。 ・ 消費先のLPガス設備は、土砂災害を受けない場所への設置に努め、容器の転倒流出防止措置、漂流物等からの保護措置及びガス漏えい防止措置を図ります。 <p>（実施主体）四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会 （略）</p> <p>第 1 節 災害対策本部の設置及び運営 （略）</p> <p>第 2 方策</p> <p style="padding-left: 20px;">1 公助 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">（3）人員体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策が長期化する場合は、交替職員を配置するなど職員の健康管理に留意します。 ○ 人員が不足する場合は、他自治体への応援職員の派遣要請や会計年度任用職員の緊急雇用を行うことなどによって補います。 ○ メンタルや公務災害補償に関する相談に応じるなど災害対策従事職員のフォローを行います。 <p>（実施主体）防災対策部、総務部、各部署 （略）</p>	<p>とともに、経年管についても計画的に更新しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般社団法人高知県LPガス協会 ・ 会員事業所の施設及び設備の耐震化並びに容器流出防止措置を図るとともに、充てん所のLPガス非常用自家発電機の設置に努めます。 ・ 消費先のLPガス設備は、土砂災害を受けない場所への設置に努め、容器の転倒流出防止措置、漂流物等からの保護措置及びガス漏えい防止措置を図ります。 <p>（実施主体）四国ガス株式会社、一般社団法人高知県LPガス協会 （略）</p> <p>第 1 節 災害対策本部の設置及び運営 （略）</p> <p>第 2 方策</p> <p style="padding-left: 20px;">1 公助 （略）</p> <p style="padding-left: 20px;">（3）人員体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策が長期化する場合は、交替職員を配置するなど職員の健康管理に留意します。 ○ 人員が不足する場合は、「高知市受援計画」に基づく他自治体への応援職員の派遣要請や、会計年度任用職員の緊急雇用を行うことなどによって補います。 ○ メンタルや公務災害補償に関する相談に応じるなど災害対策従事職員のフォローを行います。 <p>（実施主体）防災対策部、総務部、各部署 （略）</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>【資料2】災害対策本部組織図〔災害初動期（発災直後～3日程度）〕 （略）</p> <p>災害対策本部組織図〔災害展開期以降〕</p>	<p>【資料2】災害対策本部組織図〔災害初動期（発災直後～3日程度）〕 （略）</p> <p>災害対策本部組織図〔災害展開期以降〕</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>(略)</p> <p>第 2 節 援助要請等</p> <p>第 1 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本部長（市長）は、被害情報などに基づき市民の生命又は財産の保護のために自衛隊の災害派遣が必要であると判断したときは、県知事に対して要請を求めるものとします。</p> <p>前述の要請ができないときは、本部長（市長）は、災害派遣を直接自衛隊に要請するものとし、その後、速やかにその旨を県知事に通知するものとします。</p> <p><u>また、市独自では被災者の救助、救援活動等の応急対策活動が十分実施できない場合に国、県及び他市町村の職員の派遣について内閣総理大臣又は知事に対し、あつせんを求めるものとします。</u></p> </div> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p>(4) 県又は他市町村に対する応援要請</p> <p>○ <u>県に対する応援要請</u></p> <p><u>災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請します</u></p> <p>① <u>応援を必要とする理由</u></p> <p>② <u>応援を必要とする人員、物資、資機材等</u></p> <p>③ <u>応援を必要とする場所</u></p>	<p>(略)</p> <p>第 2 節 災害派遣要請</p> <p>第 1 基本方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>本部長（市長）は、被害情報などに基づき市民の生命又は財産の保護のために自衛隊の災害派遣が必要であると判断したときは、県知事に対して要請を求めるものとします。</p> <p>前述の要請ができないときは、本部長（市長）は、災害派遣を直接自衛隊に要請するものとし、その後、速やかにその旨を県知事に通知するものとします。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> </div> <p>第 2 方策</p> <p>1 公助</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>④ 応援を必要とする期間</p> <p>⑤ その他応援に関し必要な事項</p> <p>○ <u>他の市町村に対する応援要請</u> <u>災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町村に対し、次の事項を示して応援を求めるものとします。</u></p> <p>① 応援を必要とする理由</p> <p>② 応援を必要とする人員、物資、資機材等</p> <p>③ 応援を必要とする場所</p> <p>④ 応援を必要とする期間</p> <p>⑤ その他応援に関し必要な事項</p> <p>○ <u>応援協定に基づく応援要請</u> <u>災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、応援協定を締結している市町村に対し、直接応援を求めるものとします。</u></p> <p><u>(実施主体) 防災対策部</u></p> <p>(5) 国・県に対する応援要請</p> <p>○ <u>災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、 <u>災対法第 30 条の規定により、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めるものとします。</u></u></p> <p><u>(実施主体) 防災対策部、各部局</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p data-bbox="427 268 667 295">第3節 労務の提供</p> <p data-bbox="427 355 613 383">第1 基本方針</p> <div data-bbox="443 389 1272 432" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="456 400 958 427">応急対策のための人員の確保を行います。</p> </div> <p data-bbox="427 699 562 726">第2 方策</p> <p data-bbox="456 743 562 770">1 公助</p> <p data-bbox="465 788 553 815"><u>（新設）</u></p>	<p data-bbox="1294 268 1534 295">第3節 応援要請等</p> <p data-bbox="1294 355 1480 383">第1 基本方針</p> <div data-bbox="1310 389 2134 646" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p data-bbox="1323 400 2123 555">南海トラフ地震発生時など、市単独では災害応急対策又は災害復旧活動が十分実施できない場合には、国・県・他市町村に応援要請をするとともに、内閣総理大臣又は県知事に対し、職員派遣についてあつせんを求めるものとします。</p> <p data-bbox="1323 571 2123 639">合わせて、協定等に基づいた民間事業者等に対しても、応援要請します。</p> </div> <p data-bbox="1294 699 1429 726">第2 方策</p> <p data-bbox="1323 743 1429 770">1 公助</p> <p data-bbox="1332 788 1509 815">（1）応援要請</p> <p data-bbox="1346 831 2123 900">○ 国・県・他市町村等の応援要請については、「高知市受援計画」に定めた基本方針、体制及び手順に基づき実施します。</p> <p data-bbox="1375 916 2123 1027">① 発災後、全部局は、職員の安否確認を行い、見込みを含めた職員参集状況を把握し、BCPに基づいた非常時優先業務を実施する。</p> <p data-bbox="1375 1043 2123 1155">② 発災後3日目までに、全部局は、非常時優先業務の見直しや部局内の人員調整を実施し、非常時優先業務実施に必要な体制確保に努める。</p> <p data-bbox="1375 1171 2123 1283">③ 人員不足が明らかな部局は、受援業務を選定し、受援調整班に応援要請するとともに、なお引き続き、②のとおり、体制確保に努める。</p> <p data-bbox="1375 1299 2123 1410">④ 受援調整班は、各部局からの要請があった場合、庁内で人員調整を実施するとともに、人員配分に係る優先基準に基づき、県等に対して、応援要請を行う。</p> <p data-bbox="1375 1426 2123 1453">⑤ 受援調整班は、県等から職員派遣決定の連絡があった場合</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>（1）従事協力命令</p> <p>○ 災害応急対策の実施のために人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、災対法第 65 条の規定に基づき、市民等に労務の提供を求めます。</p> <p>（実施主体） 防災対策部、各部署</p> <p>（2）日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力</p> <p>○ 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるように調整に努めます。</p> <p>（実施主体） 市民協働部、健康福祉部</p> <p>（3）応援要請</p> <p>○ 災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、事前に定めた手続に従い応援を要請します。</p> <p>（実施主体） 防災対策部、総務部</p> <p>（4）職員の派遣要請及びあっせん要求</p> <p>○ 災対法第 29 条の規定に基づき、指定行政機関及び指定地方行政機関又は指定公共機関に対し、必要に応じて職員の派遣要請を行います。</p>	<p><u>において、なお人員が不足する場合には、人員配分に係る優先基準に基づき、各部署に人員を配分する。</u></p> <p><u>⑥ 市は、応援職員に対し、執務環境の整備や飲食物の提供、宿泊場所のあっせん、日々の労務管理など、受入れに当たって、最大限の配慮をする。</u></p> <p>（実施主体） 防災対策部、総務部、各部署</p> <p>（2）従事協力命令</p> <p>○ 災害応急対策の実施のために人員が不足し、緊急に確保の必要が生じた場合は、災対法第 65 条の規定に基づき、市民等に労務の提供を求めます。</p> <p>（実施主体） 防災対策部、各部署</p> <p>（3）日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団等の協力</p> <p>○ 日本赤十字社高知県支部防災ボランティア、奉仕団や他のボランティア団体等から労務の提供の申入れがあったときには、効率的な労務の提供が受けられるように調整に努めます。</p> <p>（実施主体） 市民協働部、健康福祉部</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p><u>（実施主体）総務部，防災対策部</u></p> <p>（略）</p> <p>第13節 要配慮者への支援</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p> <p>（略）</p> <p>2 公助</p> <p>（略）</p> <p>（3）避難所生活等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難生活支援については、「災害時における要援護者支援対応マニュアル」に基づき、自主防災組織や社会福祉施設、ボランティアセンター等の協力を得て適切な福祉サービスの提供に努めます。 ○ 外国人に対しては、語学ボランティア等の協力を得て情報提供を行うとともに、各国大使館等への情報の取り次ぎを行います。 ○ 社会福祉施設等が被害を受け機能を失った場合は、代替施設等を使用しその機能の確保に努めます。 ○ <u>避難所</u>での生活環境に当たっては要配慮者に十分配慮するとともに、健康状態を把握し、福祉施設職員や高知県が養成している福祉専門職員の災害派遣福祉チーム（DWA T）等の受援体制の整備に努めます。 ○ 応急仮設住宅等への入居に当たっては、高齢者や障害者を優先しますが、仮設住宅生活が長期化することも想定し、高齢者や障害者が同じコミュニティに集中しないよう配慮します。 ○ 在宅での生活が可能と判断された要配慮者に対しては、その 	<p>（略）</p> <p>第13節 要配慮者への支援</p> <p>（略）</p> <p>第2 方策</p> <p>（略）</p> <p>2 公助</p> <p>（略）</p> <p>（3）避難所生活等における対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難生活支援については、「災害時における要援護者支援対応マニュアル」に基づき、自主防災組織や社会福祉施設、ボランティアセンター等の協力を得て適切な福祉サービスの提供に努めます。 ○ 外国人に対しては、語学ボランティア等の協力を得て情報提供を行うとともに、各国大使館等への情報の取り次ぎを行います。 ○ 社会福祉施設等が被害を受け機能を失った場合は、代替施設等を使用しその機能の確保に努めます。 ○ <u>避難所</u>での生活環境に当たっては要配慮者に十分配慮するとともに、健康状態を把握し、福祉施設職員や高知県が養成している福祉専門職員の災害派遣福祉チーム（DWA T）等の受援体制の整備に努めます。 ○ 応急仮設住宅等への入居に当たっては、高齢者や障害者を優先しますが、仮設住宅生活が長期化することも想定し、高齢者や障害者が同じコミュニティに集中しないよう配慮します。 ○ 在宅での生活が可能と判断された要配慮者に対しては、その

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
第5章 災害復旧・復興対策	<p>生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等を適宜提供します。</p> <p>(実施主体) 総務部, 健康福祉部, こども未来部, 都市建設部</p> <p>(略)</p> <p>第29節 災害廃棄物等収集処理</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(1) 災害廃棄物の不法投棄等の防止</p> <p>○ 災害廃棄物等については不適正排出や不法投棄を防止し、指定した場所に分別して排出するなど計画に基づく処理活動に協力します。</p> <p>(実施主体) 市民, 民間事業所</p> <p>(略)</p> <p>第1節 事前の取組</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(1) 事前の取組</p> <p>○ 市民一人ひとりが、被災後、生活再建のためにすべきことを事前に理解しておくよう努めます。</p> <p>○ 災害に対して、それぞれの地域が抱える課題や脆弱性を見つけ、行政と協働でそれらの改善方法を検討します。</p> <p>○ <u>被災後の復興計画策定に向けて、事前に地域の将来像などを検討します。</u></p> <p>(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等</p> <p>(略)</p>	<p>生活実態を的確に把握し、在宅福祉サービス等を適宜提供します。</p> <p>(実施主体) 総務部, 健康福祉部, こども未来部, 都市建設部</p> <p>(略)</p> <p>第29節 災害廃棄物等収集処理</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(1) 災害廃棄物の不法投棄等の防止</p> <p>○ 災害廃棄物等については不適正排出や不法投棄を防止し、指定した場所に分別して排出するなど計画に基づく処理活動に協力します。</p> <p>(実施主体) 市民, 民間事業者</p> <p>(略)</p> <p>第1節 事前の取組</p> <p>(略)</p> <p>第2 方策</p> <p>1 自助・共助</p> <p>(1) 事前の取組</p> <p>○ 市民一人ひとりが、被災後、生活再建のためにすべきことを事前に理解しておくよう努めます。</p> <p>○ 災害に対して、それぞれの地域が抱える課題や脆弱性を見つけ、行政と協働でそれらの改善方法を検討します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(実施主体) 市民, 民間事業者, 地域団体等</p> <p>(略)</p>

高知市地域防災計画修正（案） 新旧対照表

計画の構成	旧（修正前）	新（修正後）
	<p>2 公助 (略)</p> <p>(4) 手順の明確化及び基礎データの収集</p> <p>○ <u>復旧・復興に関する法律や補助事業等について事前に調査及び抽出し、事業実施のために必要な手順を明確にしておきます。</u></p> <p>○ 応急仮設住宅及び災害公営住宅建設等の対策実施のために必要な用地など基礎データを収集し、必要に応じて調整します。</p> <p>○ 災害廃棄物処理を迅速かつ適正かつ効率的に行うために高知市災害廃棄物処理計画に基づく事前対策を推進します。</p> <p>○ 復旧・復興に関する各事業を実施する際に職員の不足が想定される部署については、必要な応援職員数や配置方法等についても事前に検討します。</p> <p>(実施主体) 各部局</p>	<p>2 公助 (略)</p> <p>(4) 手順の明確化及び基礎データの収集 <u>(削除)</u></p> <p>○ 応急仮設住宅及び災害公営住宅建設等の対策実施のために必要な用地など基礎データを収集し、必要に応じて調整します。</p> <p>○ 災害廃棄物処理を迅速かつ適正かつ効率的に行うために高知市災害廃棄物処理計画に基づく事前対策を推進します。</p> <p>○ 復旧・復興に関する各事業を実施する際に職員の不足が想定される部署については、必要な応援職員数や配置方法等についても事前に検討します。</p> <p>(実施主体) 各部局</p>